

# 第4期札幌市子どもの権利委員会 第5回委員会

## 会 議 録

日 時：平成30年1月30日（火）午後5時15分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室

## 1. 開 会

○千葉委員長 開始時刻が来ましたので、ただいまから第5回目の札幌市子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の渡辺でございます。

本日は、A委員、B委員、C委員、D委員から欠席される旨の連絡をいただいております。また、E委員とF委員が遅れてご出席される予定です。

なお、お手元の委員の名簿につきまして、変更等ございましたら、随時、事務局までお知らせをお願いいたします。

続きまして、有塚子ども育成部長からご挨拶を申し上げます。

○有塚子ども育成部長 子ども未来局子ども育成部長の有塚でございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

まず、委員の皆様方におかれましては、本日は大変お寒い中、また、お忙しい中を委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃から、子どもの権利に関しまして多大なるご尽力を賜っておりますことに対しまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、本日の議題でございますけれども、次第にあります通り、子どもの貧困対策計画についてでございます。ただいま、札幌市では、年度末をめどに策定を進めておりまして、昨年10月になりますけれども、前回委員会ですまざまなご意見を賜りました。今日は、そのときいただいたご意見や、実態調査からわかりました課題を踏まえまして、計画案についてまとめましたので、それにつきましてご説明させていただき、皆様方から色々なご意見をいただきたいと思っております。

本日は、短い時間となりますけれども、ご議論、ご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 続きまして、本日の資料の確認でございます。

事前にお送りしたものとしまして、本日の次第、座席表、委員名簿、資料1-1として札幌市子どもの貧困対策計画(案)の概要、資料1-2として札幌市子どもの貧困対策計画(案)となっております。

お手元に資料がない方はお知らせください。

事務局からは以上でございます。

○千葉委員長 ありがとうございます。

## 2. 議 事

○千葉委員長 それでは、議事に入りたいと思っております。

本日の議題でありますけれども、ご案内の通り、札幌市子どもの貧困対策計画(案)についてです。

この点について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 私から札幌市子どもの貧困対策計画の策定についてご説明いたします。

資料は2点ございますが、概要版と計画書それぞれの案となっております。ここでは、概要版に沿ってご説明させていただきます。

前回の10月3日のこの会議におきまして、計画案の骨子とも言える素案についてご説明し、ご意見をいただいたところでもあります。その後、計画策定の作業を進めてまいりまして、計画案を取りまとめたところがございます。

資料1-1をご覧ください。

計画策定の背景として、子どもの貧困率につきましては、平成27年に13.9%となり、前回の平成24年に比べて改善が見られたものの、いまだにおよそ7人に1人の子どもが貧困の状態におかれています。

国では、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、同年8月には子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されております。

札幌市の計画の策定の趣旨は、実態調査で明らかになった課題に対応するための新たな取組などを体系的に整理し、計画的に進めることで、困難を抱えている子ども・世帯をより効果的な支援につなげることとしております。

計画の期間は、平成30年度から34年度までの5年間としております。

次に、右側の第2章、本市の子どもの貧困等の状況です。

昨年度、市民アンケート、支援者ヒアリング、座談会の三つの方法による実態調査を実施いたしました。その結果から、札幌市における子どもの貧困の状況、課題を五つに整理しております。

なお、実態調査の結果につきましては、計画書の6ページから32ページに記載しておりますので、後ほど目を通していただければと思います。

課題につきましては、一つ目の課題としては、相談支援における課題を挙げています。困難を抱えている世帯ほど相談する人がいない、相談窓口を知らない、あるいは、周囲から困難に気付くことが難しい、相談窓口への行きづらさを感じている世帯がいることなどから、相談支援体制の充実強化と支援策の情報を確実に届けるための広報が必要となります。

二つ目は、子どもの育ちと学びにおける課題です。

子育ての負担が増加する中、子育て世帯が孤立する傾向にあること、困難を抱えている世帯では、学習環境が整わず、学習の理解度も低い傾向にあること、家庭や学校に居場所がないと感じる子どもがいることなどから、子育て世帯の不安を解消する相談支援や学習意欲の向上にも寄与する子どもへのさまざまな学習機会の提供、地域の子どもの居場所づくりなどが必要となります。

三つ目の課題は、若者の社会的自立における課題です。

困難を抱えている世帯では大学進学希望が低い傾向にあること、身近に適切なモデル

がないため進学や就職に対するイメージが持てない子どもがいることなどから、若者の進学、就労等の希望の実現に向けた進路支援や就労支援、困難を有する若者への相談支援等、若者の社会的自立に向けた支援が必要となります。

四つ目は、生活基盤の確保における課題です。

教育資金の準備状況に差が生じるなど世帯の経済状況が子どもに影響していること、仕事をしているにも関わらず収入が少ない世帯があり、特に母子家庭でその傾向が強いことなどから、保護者への就労支援や生活基盤を確保する経済的な支援が必要となります。

五つ目は、特に配慮を要する世帯への支援における課題です。

児童養護施設入所児童は、施設の退所と同時に自立を余儀なくされることから、退所後の生活や進学等への支援が重要となること、ひとり親家庭は経済的に苦しい世帯が多く、さまざまな困難を抱えやすい傾向にあることなどから、社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭、生活困窮世帯などへは生活状況に応じたきめ細かな支援が必要となります。

続いて、2枚目をご覧ください。

実態調査から確認された子どもの貧困の状況や課題を踏まえ、この計画における基本理念としては、全ての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利が認められています。

札幌市では、第一に子どもの視点に立って、子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指していきます。

なお、札幌市は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例、通称、子どもの権利条例を制定しており、基本理念もこの条例の考え方を取り入れたものになっています。

次に、この計画では、子どもの貧困を主に経済的な問題を要因として子どもが生まれ育つ環境にさまざまな困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階においてさまざまな不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態と捉えています。

また、この計画の対象は、子どもの貧困の状態にある子ども・若者とその家族とすることを基本としております。

ここで言う子ども・若者とは、生まれる前の妊娠期から社会的自立へ移行する年齢層として概ね20歳代前半までとしております。

施策の体系としましては、先ほど申しあげました五つの課題に対応する五つの基本施策を設定いたしました。

右の第4章、施策の展開をご覧ください。

ここでは、主な事業・取組として新規や拡充と表記している項目もごさいますが、これらも含めた予算を伴う事業については、現在、予算の編成作業中であり、現時点では未確定となっております。予算要求中の内容に基づく記載となっていることについてご理解を

お願いいたします。

まず、基本施策1「困難を抱える子ども・世帯を必要な支援につなげる取組の推進」の施策1-1「気づき、働きかけによる相談支援体制の充実」では、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援に結びつける体制の強化や、関係者への研修、啓発などによる子どもの貧困への理解促進などを図ってまいります。

施策1-2「地域や関係機関・団体との連携による支援」では、地域における支援機関や団体等とのネットワーク形成などによる連携促進や、必要な支援策を届ける広報の充実などを行ってまいります。

基本施策2「子どもの育ちと学びを支える取組の推進」の施策2-1「乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援」では、子どもの医療費助成や保護者の保育ニーズに応じた保育施設の整備などを行ってまいります。

また、1枚めくっていただいて、3枚目をご覧ください。

施策2-2「子どもの学びの支援」では、生活困窮世帯やひとり親家庭、児童養護施設入所児童など特に配慮を要する世帯の子どもを対象とした学習支援などを行います。

施策2-3「子どもの居場所づくり・体験活動の支援」では、地域の子どもの居場所づくりを推進するための効果的な支援策の検討などを行ってまいります。

基本施策3「困難を抱える若者を支える取組の推進」の施策3-1「社会的自立に向けた支援」では、高校中退者等を対象とした学習支援の実施を検討しているほか、ひきこもり地域支援センターをはじめ、関係機関の連携により、ひきこもりの方とその家族への支援の充実などを行ってまいります。

基本施策4「保護者の就労や生活基盤の確保」の施策4-1「保護者の自立・就労の支援」では、女性の多様な働き方を実現するための支援、ひとり親家庭への学び直しの支援や就労支援などを行ってまいります。

施策4-2「生活基盤の確保に向けた支援」では、各種手当や貸付金の支給、住宅確保のための支援などを行ってまいります。

基本施策5「特に配慮を要とする子ども・世帯を支える取組の推進」では、社会的養護を必要とする子どもへの支援として、児童相談体制の強化や養育状態の改善等が必要な世帯への支援員の派遣などに取り組みます。

また、ひとり親家庭への支援や生活保護世帯・生活困窮世帯への支援として、個々の状況に応じた相談支援や就労支援、子どもへの学習支援などを行ってまいります。

なお、計画本書では、39ページから69ページに基本施策ごとに事業・取組を記載しておりますので、こちらも後ほど目を通していただければと思います。

最後に、第5章の計画の推進については、基本施策ごとに指標を設定し、平成28年度の現状値と最終年度となる34年度の目標値を設定しております。

この他、子どもの貧困の現状と、対策や取組の普及啓発の推進、計画の取組状況等の検証の実施体制、子どもの貧困に関わるデータや情報の収集による実態把握などについても

実施に努め、子どもの貧困対策を一過性のものにならずに計画を推進する体制を整えてまいります。

以上が子どもの貧困対策計画の案となります。

最後に、先日、同じ案件で開催いたしました札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会における主なご意見をご紹介します。

「計画全体の重点となる基本施策1の成果指標については、もう少し項目を追加しても良いのではないか」「取り組んでいく体制を庁内外でどのようにつくっていくかという観点での記載がもう少しあれば良い」「ここが肝心だというものや、札幌市としてはここに力を入れているというものが見えてくる必要がある」「支援機関や団体等との連携促進はとても大事なところだと思う」「小学校区や中学校区くらいの地域を念頭において、ネットワークづくりを考えながら目標を示すのが大切だと思う」「子どもの貧困対策は、お金に関わる制度利用の問題や健康を害している、障がいがあるなど、色々な生活上のアクシデントがあったときのことだと思う」「受益者になる方の声を常に聞けるような体制をとることが大事な点になると思う」「計画を実行したり、調整、評価していくセンター的な仕事をきちんとしていくような体制づくりが必要ではないか」「庁内の実施体制を構築することが一番大事なのでは」というのが主な意見でございました。

なお、この計画案につきましては、今後、議会の委員会の審議を経まして、2月にはパブリックコメントを実施し、3月末までの策定を予定しております。

説明は以上でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○千葉委員長 それでは、意見交換に移りたいと思います。

質問も含めまして、ご意見がある方はどうぞお願いいたします。

なお、今日の会議の終了時刻は18時45分を予定しておりますので、1時間余り審議する時間がありますので、皆さん方は自分が思っていること、感じていること、考えていることが色々あるかと思っておりますので、それをこの場に出していただければと思います。

質問があれば、先に出してください。

○G委員 質問です。

タイムリーな話題で、1月28日付の地元紙の一面に「子どもの暮らし支援担当課」新設と出たのですが、この件についてはどのようになっているのですか。計画案には連携とは書いてありますが、専門部署の新設とは書いていません。

○千葉委員長 専門部署について、事務局でわかっている範囲で説明をお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 新聞報道がなされましたけれども、まだ最終的な確定ではないことをご理解いただきたいと思います。

策定したこの計画を実際に推進していくためには、このような専門部署を設けていくことが必要であろうと考えているところでございます。

○千葉委員長 今のところ、それ以上の説明はできないようでありますので、もう少し待

っていただければと思います。

他にございませんか。

○H委員 子どもの貧困対策計画の第4章の施策の展開について、質問も兼ねて意見を申し上げます。

子どもの貧困対策計画の中には、他の計画で子育て・子育て支援と位置付けられていたものが多く組み込まれているかと思います。ただ、貧困対策と言うからには、既存の事業の看板だけを付け替えたとならないように、貧困リスクを抱える家庭の実情に配慮した工夫や改善があった方が良くと思います。例えば、相談支援の充実で言えば、社会から冷たい目で見られて孤立してしまっている家庭が相談に行くのは勇気の要ることだと思うのです。相談したら問題の解決や不安の解消につながる保証もないままに、ただ、何かお説教がましいことを言われるのかと思われてしまったら、それはもう支援としては上手く機能しないと思います。

それから、保護者の就労支援について言えば、ひとり親家庭の正規雇用の割合を増やすことが目標として上げられていると思います。非正規から正規雇用に転換した場合に、福利厚生や賃金はそれ程上がることがないのに、労働時間と責任だけが大きく増えてしまったということだと、やはり利用者を失望させるものだと思います。

支援と謳われているものは、貧困の当事者にとって信頼に値すると受け入れられて安心して支援につながるができるように工夫点、改善点が話し合われると良いと提案するのですが、今現在それぞれの部門なので、利用者からの視点で見た評価や検証、既存の政策に対する評価、検証というのは行われているのでしょうか。

○千葉委員長 今、いくつかの質問が出ましたけれども、それについて、事務局で言える範囲で話してください。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 実態調査では、市民アンケートや支援者ヒアリング、当事者からのお話を伺う座談会などの調査をいたしまして、そこでもなかなか相談窓口に行きづらいという意見や、支援体制、支援策が知られていないという課題が明らかになったところでございます。

それに対して、いかにして相談や支援に結びつけていくことができるかということで、計画本書40ページの基本施策1-1「気づき、働きかけによる相談支援体制の充実」は、この計画の大切なポイントになるところと考えております。相談に行けない方には、なるべく地域や色々なところから情報をキャッチして、家庭に訪問して相談に応じる、あるいは、支援の窓口への同行や代行も含めて、そのような仕組みをつくっていくことを検討しております。

○H委員 相談に行けない方のための家庭訪問ですが、実際には家庭訪問ですら拒まれるケースが結構あるのではないかと思います。支援を受ける側としても、今まで相談したのにどうにもならなかったとか、地域社会からも冷たい眼差しを向けられて身構えてしまわないように、どうして相談には至らないのかという背景にもう少し踏み込んで議論がな

されることを期待します。

○千葉委員長 今のH委員の質問ですが、2年近く前の北海道新聞に、本当に大変な思いをしている方、あるいは、かなり貧困が進んでいるような家庭の子たちや親たちは、今こういう状態にあるということ色々な事情があつて名乗り出られないようなこともあるという記事が載っていたのです。そういう人たちを見つける工夫も必要かなと思いますので、その点で何かお考えになっていることはありますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） やはり、そういう困難を抱えたお子さんや家庭にいかにして気付くかということで、一つは、学校の場合、お子さんが通う児童会館、子ども食堂というところで気付くことが大切になってくると思います。そういうところで、実際にお子さんに関わっている方々に対して、貧困という観点でさらに理解を深めていただく、あるいは、相談に応ずるときにはどのようにして困難を聞き出していくか、そういうような観点も含めた研修や啓発も含めて実施していきたいと考えております。

○千葉委員長 今のところ、まだ高校生委員の方が来られていないのですけれども、来られたらおそらくまた違った話が出てくると思うのです。そういう意味で、高校委員の方が来られるのをもう少し待ちたいと思いますが、皆さん方にも意見等を色々出していただければと思います。

いかがでしょうか。

○I委員 資料1-2の66ページの基本施策2の施策2-2「子どもの学びの支援」に「ひとり親家庭学習支援ボランティア事業」というのがあるのですけれども、「ひとり親家庭の児童（小学校3年生から中学校3年生）に対し」となっていますが、どうして小学校3年生からなのか。それから、「学習支援（市内10区の会場で実施）」とあるのですけれども、市内10区と言われても行きたいのはやはり近くの自分の学校ですから、先ほどありました町内でそういう活動ができないのかをお聞きしたいと思います。

○千葉委員長 今の質問に対してお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） ひとり親家庭のお子さんへの学習支援については、はっきり理解しているわけではないですが、小学校の学年が上がっていくにつれて学習の遅れが出てくるということで、おそらく小学校3年生からを対象にしているのではないかと考えます。

現在のところ1区で1か所でございますが、今後どう対応していくかは、その所管のところ検討していくことになろうかと思ひます。

○I委員 やはり、学習の遅れとなると小学校2年生くらいからと聞きますので、対象年齢の引き下げをよろしくお願いします。

○千葉委員長 他の委員の方、いかがでしょうか。

質問だけではなくて、自分の意見などもどんどん述べていただきたいと思ひます。

○J委員 個別・具体的な話というよりは抽象的な姿勢に関わる話になろうかと思ひます。

やはり、こういった子どもの貧困施策を行っていくことになると、当然ながら関連機関



や関連組織、外部の力をかりていくことも非常に重要になってくると考えております。その裏返しとして、ある意味では予算的な裏付けはどうしても必要になってくるところがあるろうかと思えます。

今、お示しいただいている案の中でも、平成30年度予算要求中の項目であり、確定していないところが散見されます。これは、当然、たくさんの行政課題がある中で、現時点ではというのはよく理解するところでありますけれども、大きな意味で言うと、この子どもの貧困問題についてのある種の札幌市の姿勢が見える形で予算要求していただきながらしっかりと外部と連携しつつ、要は、札幌市はここにきちんと注力していくのだというところが見えてくるような形で市民にも広報できると良いのかなと感じました。

意見でございます。

○千葉委員長 おそらく、予算的な裏付けの他に序列化も必要だと思うのです。どこに重点を置くかによって序列化していきまして、最重要のものを実現していくよう考えることも必要だと思います。そういう意味では、総花的になってはいけないだろうと考えております。

他の委員の方はいかがでしょうか。

K委員は、今まで色々と活動している中で、どうしても言っておきたいこと、ここが問題だということがあると思うのですが、それをどんどん出していただきたいと思えます。

○K委員 この冬休みは、電話が来ない日がないくらい毎日、毎日、児童相談所の方とお話をしていた気がします。持ち上げるつもりはありませんが、毎日、そういう子どもたちのために奔走している方々がいらっしゃいます。

ただ、そういう子たちがみんな施設に入れるかというところではないのです。以前にもお話をしたように、柏葉荘のキャパは100人ですが、今日の時点で、一時保護の子どもと色々な事情があってお預かりしている子どもたちを合わせて107人になりました。

頑張れない家庭になっているのはなぜか、例えば、うちの子どもたちは、どちらかというと、暴れてしまった子が多いのですけれども、それも結局はご飯を食べていなかったり、学校の給食だけでお腹をいっぱいにしていない家庭もあつたりするのです。

今、いっぱいフードバンクがありまして、柏葉荘の場合は生協のトドックで誤配になったものをいただいています。それは、子どもたちのお弁当や、3歩歩いたらお腹が空く高校生たちの夜食になりまして、そういう点では非常に恵まれています。あとは、数が少ないと思われるものは里親に持っていったりしているのですけれども、そういうシステムが市内の貧困家庭にもっと広がったら良いのかなと思うときもあります。

今、児童養護施設には、高齢児と呼ばれる中高生が非常に多く入っているのです。小さな子は里親に預けようというシステムに変わってくるので、やはり大きな子をどんどん預かっていくことになっていくと思えますけれども、その中で基本施策3「高校中退者を対象とした学習相談及び学習支援の実施」が非常に大きな問題です。子どもたちの中には生活保護を受けた家庭で育っている子もいるので、親が働かないでお金をもらっているのに

自分はなぜ働くのかと言ってしまう子もいます。それは、負の連鎖だと思うのです。では、どれくらいお給料をもらってどんな生活をしたいか、車や免許が欲しくないかと職業意識がアップするように色々と言ってみるのですけれども、働かなくてもなぜかお金は入ってきていたという感じになってしまいます。

ですから、学習支援も大事ですけれども、メンタルケアというのでしょうか、気持ちを立て直すケアもやっていただけると嬉しいなと思います。中学生くらいから授業でジョブトレーニングを行います、それを中退者にも向けてやっていただけると少し職業意識が出るのかなと思うのです。結局は、この子たちはなかなか外に出ることができずに、施設としては病院へ行ってみようかという対応しかできないのです。学習支援ももちろん大事ですけれども、気持ちを上向きにしてもらえるシステムもあると嬉しいなと思いました。

実は、お勉強ができなくてもお仕事は一生懸命やれる子はいるのです。私もよく知らなかったのですが、ビルやお家を建てるときの基礎になる型枠という仕事がすごく上手で、そこに生き甲斐を見つけて頑張っている子がいます。お勉強ができなくても、そういう生きていく力があればきっと良いなと思うのですけれども、そこに行くまでがやはり大変です。ですから、お勉強も大事ですが、そういうメンタルケアもしてもらえると嬉しいかなと考えているところでした。

○千葉委員長 やはり、色々と考えさせられることが多いですね。

今のK委員のお話を聞いた中での感想でも結構ですし、それ以外のことでも結構ですから、さらに意見を出していただければと思います。

○J委員 今回のK委員のお話を受けて一言申し上げます。

学習支援の中に、いわゆるワークルールの教育も入れて欲しいと思います。今、ブラックと言われる企業がたくさんある中で、労働基準法を1から覚えるという話まではいかないまでも、基本的なワークルールのそういったところと連携をしながら教育していける局面があると良いのかなと感じました。

○千葉委員長 他の皆さん、いかがでしょうか。

○H委員 先ほどK委員がおっしゃった子どもに対するメンタルのケアは、私も本当にその通りだなと感じています。貧困は本当に親からは子育ての意欲を奪うし、子どもからは子育ての希望を奪うものだと感じています。

特に子どもの学習では、今は学校の中で子どもに求められる学習レベルが結構上がってきているなと感じています。小学校2年生くらいで掛け算の九九があるのですけれども、その修了証をクラスでたった1人だけもらえないとか結構みじめな思いをする子どもがいるのです。自由研究なんかも学校で発表する場面があって、これもまた賞状みたいなものをもらうのですけれども、なかなかはかどらない子どもややってこなかった子どもには大きな負担になっていると感じます。それが高校まで続いていて、進学や就労、学習に取り組めないところにつながってしまうと思いました。それで、子どものメンタルケアが重要なだけではなくて、子育てをしている親に対してもあったら良いのかなと感じました。

以前、新聞か何かで、ひきこもりになってしまった子どもを育てている親へ支援機関がアプローチしようとしても、もう子どものことは放っておいて欲しいと支援を拒んだということが載っているのを見て、親は子どもが就労しなかったり高校を中退していると不安を感じると思うので、そこは親の不安を解消できるようなメンタルケアがあれば良いなと思いました。

○千葉委員長 G委員、どうぞ。

○G委員 今の意見に関連しまして、普通教室においても、軽度の発達障がいの子どもの生徒が7%から10%いるという統計が文科省から出ています。仮に500人の学校だとすれば、7%なら35人いるわけです。札幌市の場合は、学びのサポーターを小学校全校に配置しています。それらを重点にしておりますけれども、時間数にしても少ないですし、7%に対応するのは大変です。ただ、そういう体制はとってまして、実際に私はしております。

それから、中学校においても、不登校改善のための心のサポーター事業がありまして、私はこちらも担当しています。年間700時間の相談支援パートナーで、私と女性2人の3人交代でペアを組んでやっております。

札幌市は、体制としては整っております。しかし、数がすごく多いです。相談支援パートナーは、1日大体4時間です。仮に9時からとすれば、給食が終わる1時に終わらなければなりません。それから家庭訪問をするわけですが、それはサービスでしているわけです。やはり、ひきこもりの生徒がいます。私が学校側から依頼されて訪問しても、ずっとゲームをやっている子がいるわけです。ただ、出てくれるだけまだよくて、親子ともに居留守を使う家庭もあります。あるとき、担任の先生と相談しまして、明かりが点くと中にいることがわかりますから、夜5時以降に一緒に行ったこともあります。

それで、こちらにも出ていますが、スクールソーシャルワーカーは親子の貧困の相談です。スクールカウンセラーは親と子の相談です。それに、心のサポーター事業の相談支援担当がいます。学びについては、学びのサポーターがいて、札幌市の場合は配置されておりますけれども、いかにせん対象の子どもの数が多いというのが実態です。

以上です。

○千葉委員長 今、お二人の委員の話を聞いていますと、どうもL委員に関わりがあることが出てきていると思うのですが、L委員、いかがでしょうか。

○L委員 今、お話があったのですけれども、まさにその通りだと思うのです。それで、札幌市としてもそうでしょうし、札幌市教育委員会としても全面的にバックアップをいただいています。学校現場も、それを受けとめながら頑張っているのが実情だと思います。ただ、地域的な実情もあり、それぞれのご家庭で抱えているような問題もありますので、それに応じて、今、話されたような形で対応していますが、現状としては人数的なものや予算等の裏付けもありまして、なかなか厳しい状況のときもあることは間違いないです。

裏付けがあって、それが何とかプラス方向に向いてくれれば良いのですけれども、ぼや

いているだけではしょうがないので、学校の現場では現状の中でできる最大のことを連携を図りながらやっているのが実情です。

○千葉委員長 ありがとうございます。

○G委員 補足です。

誤解されたら困るのですが、スクールカウンセラーの場合は、小学校は週に数時間で、中学校が週に1日だけというのが現状です。残りを我々のような心のサポーター事業の相談支援パートナーが入って、1年間700時間、1日にすると4時間程度ですが、それで切れ目なく連携しております。

○千葉委員長 橋本副委員長、中学校の場合はどうですか。

○橋本副委員長 子どもの貧困という観点からするとこのようになっていくのだろうと思うのですが、中学校の現場から見ると反対側から見るような形で、スクールカウンセラー、学びのサポーター、相談支援パートナーは大変役立っているのです。でも、その主たる子どもたちの状況を見たときに、その理由が貧困に起因するかというと、必ずしもそうではないところがあります。気持ちとしては、相談支援パートナーや学びのサポーター、スクールカウンセラーのより一層の充実を期待するのですけれども、それをここで言うて良いのかどうか。つまり、主たる理由が貧困でないケースの方がもしかすると多いものですか。余り言い過ぎると学校では理由を貧困と捉えているのか、もっとはっきり言うと、うちの家庭は貧しいと考えているのかと思われ兼ねないので、どのように表現したら良いのかなと思っておりました。

以上です。

○千葉委員長 悩ましいですね。

○M委員 例えば、小学校や中学校で事例が起こった場合、上の学校に進学した際にその情報が共有されていくものですか。

○千葉委員長 それは誰に対しての質問でしょうか。

それでは、G委員、お願いします。

○G委員 私が知る限りは、別室登校と言いまして、不登校の生徒は別室に登校されるわけです。その件については、進学状況を全部把握しておりまして、進学の際に担任と共有して対応をお願いしております。直接、勉強を教えることになる免許の関係もありますので、そうではなくて、願書の書き方や、毎日学校に来られないなら週2日から5日まで選べるコースの高校もありますという相談に応じています。それは1冊の本にその日にこちらで対応した内容を全部書いて、もちろん担任、学校と共有しております。

○千葉委員長 その点に関しては、教育委員会の方ももう少し話したいだろうと思いますので、お願いします。

○事務局（喜多山児童生徒担当課長） 教育委員会の児童生徒担当課長の喜多山でございます。

私が把握していることと、実際に学校現場で行われていることは、もしかしたら少しニ

ュアンスが違うところがあるかもしれないですが、通常、小学校から中学校へ進学する際に引継をする項目は大体決まっております。当然、その在籍している生徒の出席や欠席の状況、それから、学習成績がどのくらいの状況なのか、委員会活動で頑張っているような情報については必ず引継をすることになっております。

ただ、その他は、保護者の方におかれましては、これは引き継いでほしくないという情報も間々あったりするものですから、このことについては「お母様はどういたしますか」「私ども小学校から中学校に引継いたしますか」「もしかしたらお母様ご自身から中学校進学に当たって担任になられる先生に直接お話をされた方が真意は伝わるかもしれません」ということを十分に話し合ってください。色々なご家庭の事情があるものですから、どこまで学校側で引き継げば良いのか、判断に苦しむところもありますので、そういったところは保護者の方と十分ご協議いただきながらやっているものと私は認識しているところです。

○千葉委員長 どうでしょうか。

○M委員 ありがとうございます。

○千葉委員長 それでは、他にご意見がある方はどんどん出してください。

○G委員 先ほども話が出ました貧困家庭の課外学習ですが、塾に行きますとピンからキリまで費用がかかります。私も、やはり貧困家庭の脱出には教育が必要で、その知識を活かして生きる力や希望、目標を持つようになれば将来が明るいと思うのです。そのためには最低の基礎学力、あるいは、社会のルール、メンタル面も含めた塾的なものがあれば良いかなと思います。

現在も特定法人に学習を委託されているようですけれども、まちづくり計画全体を見ますとシニア世代のまちづくり参画というのがございます。私の同級生も、何か役に立ちたいと思っていますけれども、マッチングの窓口がないのです。例えば、先ほど言われた型枠工は、今は大学卒の初任給よりずっと良く、引く手数多で5倍から10倍くらいの求人です。そのような人生の先輩が知っていることを生徒にお話しすることによって、自分もやってみようという意欲を持てる機会を設けられる計画であって欲しいなと思います。そうすれば、ひきこもりではなくて、貧困からの脱出や、自ら生きる力、将来に明るい希望も持てるのではないかというのが私の意見です。

以上です。

○千葉委員長 例えば、今、札幌においても、学力づくりに関するボランティア活動として学生が関わっている例がかなり多いのではないかと思います。そういう事例は事務局で把握しておりますでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 学習支援で活動されているNPOがあります。一つの例として、KacotamというNPO法人が市内何か所かで学習支援をされています。一つは、北区の麻生商店街と連携して学習支援をしながら、藤女子大学の学生が食事も提供しております。

また、現在、実態把握調査をしているところですが、市内で子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所としてどういうところがあるか調査しておりまして、年度内には取りまとめをする予定です。その調査結果がまとまりましたら、また、お知らせすることを考えております。

○千葉委員長 そのときはよろしく申し上げます。

○K委員 実は、柏葉荘も、社会福祉法人の事業として学習支援を始めようということで、Kacotamと連携して学習支援を行っています。学び支援と謳いまして、篠路地区で学習支援をしますと近郊の4中学校くらいにビラをまきましたら、電話などもあり、すごく反響がありました。ですから、第1回目のときに、これは来るぞと思って、それこそドックから来たおやつやジュースを山のように積んで準備をしたのですが、来た子は3人だったのです。そして、その子たちが続いているかという、場所がうちの施設だったのがよくなかったのか、やはり続いていません。その後、保護者の方から、子どもが施設に出入りしているのかと言われてしまったという電話が来ました。では、うちの子たちはどう思われているのだろう、やはり世間一般では施設はまだまだ認められていないのかなと思ひまして、悲しくなりました。

私たちは、Kacotamとの学習支援で地域と連携して、地域の人たちも来ていただいて、うちの子どもたちと一緒に学んでいきたいと純粋に思っていたのです。Kacotamの先生も来てくださっていますが、中学校を退職した先生も来てくださることになって教える幅が大分出まして、うちの子どもたちは今もそこでたくさん学んでいるけれども、地域の子は1人もいないという現実があります。やはり、先ほどお話しされた通りで、自分のうちは無料の塾に行かなければならない家庭だと思われたくない、施設に出入りしていると思われたくないというのが一番なのかなと思ひました。

私たちは、学力を上げることで、大学に行けたり、楽しいことがいっぱい待っているよということにつなげたかったのです。みんなの学力が上がったら良いなという社会貢献の思いで始めたのですが、世間の目は冷たかったです。ただ、やはり諦めてはいけないということ、続けていかないと柏葉荘は一回頓挫したらそれで終わりかと思われてしまうのが悔しいので、またアピールしようかなと懲りずに思っているのです。何回か、こういうことを繰り返して広まっていくことなのだろうなとすごく感じているところです。

○千葉委員長 G委員、どうぞ。

○G委員 今のに関連する意見ですが、相談支援パートナーをしていますと、やはり居留守を使う子など、色々な子がいるわけですが、でも、継続は力なりという言葉もありますけれども、何度も訪ねることによってだんだん心を開いてくれる家庭、子どももいます。ですから、諦めずに継続することによって、それが普通であるという認識を持つまで頑張っていたらと思います。私の近くの施設ならすぐ応援に行きたいくらいです。

麻生の件は私もよく知っているのですが、町内会や地域の人々も巻き込むことによって、だんだん協力も出てくると思います。継続することによって周りの目もだんだん変わって

きますし、それによってその地域の発展も考えられますので、ぜひ継続して活動していただきたいと思います。

○千葉委員長 H委員、どうぞ。

○H委員 G委員とK委員のご意見を拝聴しながら感じたことを申し上げます。

まず、学習支援といっても、例えば、学習支援というのが最低限の基礎学力をつけるためのものという考え方と、どうしても経済的な資力に恵まれないご家庭と経済力のあるご家庭の大学への進学を比べたときに、塾に行ける、行けなくて学力選抜に勝てるかどうかに関連してくるという考え方もあると思います。

元々、日本は子どもに求められる学力水準が余りにも高過ぎて、特に競争主義的な学力偏重の教育システムが子どもを不登校やひきこもりに追いやっているという批判が国内でも国際的にも大きいと思います。特に子どもにとっても成績の悪さを指摘されることは苦痛であったり、子どもが施設に行き学習支援を受けることで、うちは貧困家庭だと思われるのかとか問題のある親子だとレッテルを張られることは、親にとってつらいことなのではないかと感じています。

私は、子どもに対してとにかく努力を強いる現状は少し改める必要があると一つ考えています。まず、最低限生きていくのに必要な学力がどういうものなのか、見直すことも考えていかなければいけないのかなと思っています。

○千葉委員長 それでは、他の方いかがでしょうか。

○G委員 今、H委員からも発言があったのですが、最低の学力とは何だろうという、私は生きる力だと思います。大学進学と言われたけれども、大学院も含めて、果たしてそれで幸せになれるのか。先ほどK委員から言われたように、型枠工で頑張って非常に安定した仕事についている人もいます。

日本は、学歴を重視している社会かなと思います。私も、毎年クラス会があるのですが、大学院に行った人、大学に行った人、中卒で就職した人がいますが、我々の年代になったらもう殆ど差がないです。中卒の人でもその当時は大変だったと言っていますけれども、今は1番幸せそうにしていました。だから、学歴＝成功というのはどうかなと思います。

○千葉委員長 先ほど事務局から、子どもの貧困対策計画に関して、もう一つの機関である札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会から意見を述べてもらったところ、こういう意見が出てきましたという紹介をされておりました。それを聞いて、皆さん方はどう思いましたか。それ以外にはこういうことが考えられるのではないかなというものがありましたら出していただければと思います。

あくまで、この子どもの権利委員会として、子どもの貧困対策計画について読んでどう感じたか、皆さんから出してもらうことも大事だろうと思いますので、できれば皆さんから意見を出していただければと思うのですが、どうでしょうか。

○K委員 基本政策の「子どもの育ちと学びを支える取組の推進」の「乳幼児期の子ども

の健やかな成長を支える取組の推進」というところで、保護者への支援の充実が語られています。多分、乳幼児健診で、子どもたちの育てにくさがわかるのだらうなと思うのです。虐待をする＝貧困かという、それはまた別問題だと思いますけれども、乳幼児健診ですから、お母さん方の就労意欲などを聞いて保育所につなげてお母さんたちが働きやすい環境を整えることが必要だと思います。

うちも、4月に産休が明けて戻ってくる職員がいます。子どもがお腹にいる間に保育園の申し込みができるシステムになっていますが、その結果が出るのが2月です。4月から働きたいですけれども、2月何日かまでわからないので、配置を待ってくださいと言われました。ですから、子どもの健診でお母さんたちの就労意欲も聞いて、今、企業型など色々な保育園ができていると思うので、その人に合った保育園を紹介すると良いと思います。幼稚園から幼保連携のこども園への移行も大切なことだと思うのですけれども、親が子を保育園に入れやすいシステムも確立されていくと、保育園はプロが子どもたちを育てていくところですから、親が仕事をしている間の負担も減ると思います。それと同時に、病児保育所の確立もしていかないと病気の間子どもたちを誰が見るのか、お母さんが仕事を休んだら意味がないのです。

これを見たときにちょうど産休から明ける職員から電話が来たので、自分で何でもやっていかなければならないよりは、頼る人がいるだけでもお母さんたちは随分違って来るかな、健診で保育園やお母さんの仕事を応援する体制ができると良いかなと考えました。

○千葉委員長 他にいかがでしょうか。

○G委員 この中には入っていなかったのですけれども、まちづくり戦略ビジョンでは、シニア世代のまちづくり活動の推進を謳っています。私の同級生でも、看護師をされていたけれども、今は何もしていないので、何かないか探しているのですが、マッチングが上手くいっていないと思います。需要もあれば供給もあるわけですから、第一線を退いても何かしたい、お役に立ちたいという方もいるのです。大量退職時代ですから、そういうシニア世代の参加、協力も入れていただければ少し変わってくるのかなと思います。

以上です。

○千葉委員長 事務局で、今のことについて言えることがありましたらお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） シニア世代の方に活躍していただくことですが、子どもの貧困対策計画の中にはそういう項目を盛り込んでいないですけれども、現在、保健福祉局で高齢者の計画を策定しているかと思います。そちらの方で、シニア世代の方にどうやってもっと活躍していただくという項目が確か盛り込まれているかと思います。

○千葉委員長 どうぞ、お願いいたします。

○I委員 昨日、たまたま夕方の情報番組で子どもの貧困という特集がありまして、そこである企業が正規雇用でシングルマザー枠というものをつくっていました。正規雇用ですから、本当に十分な収入を得て、そして、子どもとの生活もできるということをやっていたのです。



札幌の企業との関連になるのですけれども、そういうものもあるよということで札幌市から紹介がありましたら働きやすいという形になるのかなと思います。

以上です。

○千葉委員長 他にいかがでしょうか。

もしなければ、私から質問させていただきたいと思います。

今回、札幌市子どもの貧困対策計画がつくられようとしているのですが、この計画をつくるに当たって実態調査をされてきたと思います。それは、例えば、北海道、沖縄でもやっております結果が出ているかと思います。それぞれの実態調査を行った自治体の結果に関する中身と札幌市の結果で違いが見られたでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 平成28年度に札幌市で実態調査を行いまして、北海道でも同じ時期に同じような質問項目で実態調査を実施いたしました。それにつきまして、北大の松本先生が中心になって検討していただいております。実は、12月に北大で「子どもの貧困を考える」というフォーラムを開催したのですけれども、北海道と札幌市で実施した調査結果について紹介していただいて、併せて、北海道、札幌市の貧困に対する取組もご報告させていただいております。その結果につきまして、現在、リーフレットの作成準備を進めているところでございます。

北海道と札幌で申し上げますと、ほんの一例ですけれども、札幌市は大学への進学希望がかなり高く、道内でも大学のない地方の市町村のお子さん、家庭では大学の進学希望が低い傾向が見られたことが一つございます。

○千葉委員長 その場合ですけれども、わかった違いを今回の計画に活かすということで、何か考えられたことはあったでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 違いを把握して計画に実際に盛り込むところまではいっておりませんが、札幌市で実施した実態調査を踏まえて、この計画をまとめているところでございます。やはり、一番大きなポイントは、相談につながっていない方がかなりの数で存在しているので、そういう方々をいかに相談や支援につなげていくかに力を入れて取り組んでいくことを考えております。

○千葉委員長 だんだん時間が迫っているのですけれども、高校生委員の1人であるE委員が間に合いました。

今回、貧困対策計画について、概要あるいは計画そのものを資料として出してあります。その中で、何か気付いたことを一言、言っていただきたいと思います。もしくは、これ以外でも結構ですから、何か言っておきたいことがありましたらよろしくお願いします。

○E委員 表紙に書いてある平成30年度から平成34年度というのは、この計画が実施される期間ですよ。これがもう少し長く続くと良いかなと思いました。

○千葉委員長 継続的にやってもらいたいということですね、ありがとうございます。

それでは、皆さんの中で、この点だけはどうしても伝えておきたいということがあるのではないかと思いますので、お一人だけお話ししていただきたいと思います。いかがで

しょうか。

○H委員 質問ですけれども、資料1-2の58ページの「社会自立に向けた支援の主な取組一覧」の10「入所児童への大学進学等奨励給付事業」と、11の再掲で施策2-2にも当たる「奨学金支給」は、給付の対象になる進学先の大学などについて、例えば、国公立大学のみなど何か条件がつけられているのでしょうか。

○千葉委員長 いかがでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） まず、10の児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業ですけれども、これは国公立ということではなくて、大学や専門学校に進学する際に、今のところ1年間ではありますが、年額60万円を給付するもので、返済する必要のない奨学金になっています。

それから、11の奨学金支給も、高校生と大学生を対象とした返済なくてよい給付型の奨学金になっています。国公立という区別などの詳しいことは今は把握しておりませんが、返済する必要のない奨学金です。

○H委員 ご回答をありがとうございます。

実は、私は、特に進学先の大学については、何か要件をつけた方が良いのではないかと考えているのです。今の大学は全入時代です。中には、ボーダーフリー大学と言われるように簡単な入学試験で入学できるけれども、高い授業料を払ったにも関わらず、実際に就職活動をしたときに企業から学歴フィルターで撥ね飛ばされてしまって、とても奨学金を返済していけるだけの仕事に就くことができないことが結構あるかと思います。

どこで線引きをするのか、専門学校も含めて難しいところではあるかと思うのですが、去年夏に公表された日本学生支援機構の奨学金の延滞率なんかも参考にしながら、進学先の大学については条件をつけることを検討してはいかがかなと思いました。

○千葉委員長 それについて、事務局から何かありませんか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 直接の所管ではありませんので、まずは、それを所管のところに伝えたいと思います。

○千葉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、時間も来ておりますので、本日本日予定しておりました議題はこの辺で終わりにしたいと思います。

### 3. 閉 会

○千葉委員長 事務局から何か連絡事項がございましたらお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 連絡事項ですけれども、次回に委員会につきましては、5月中旬の開催を予定しております。

来年度のことになってしまいますけれども、ご都合を伺わさせていただきながら日程を設定したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

○千葉委員長 それでは、本日の委員会をこれにて終了したいと思います。 以 上